

 2027年度採用
神戸市立特別支援学校
リハビリテーション専門員※(実習助手)
採用選考試験 実施要項

- 受付期間(電子申請(インターネット)受付)
2026年9月28日(月)～11月1日(日)23時59分まで
- 適性検査
2026年11月6日(金)～11月15日(日)
- 筆記試験(専門※択一式)・個人面接試験
2026年11月28日(土)
- 結果発表(予定)
2026年12月14日(月)

※「リハビリテーション専門員」とは、学校教育法に規定する

「実習助手」の神戸市教育委員会における呼称です。

特別支援学校の実習助手には、児童生徒の自立活動や日常生活訓練等に関する業務に従事するための高度な知識や技能が必要です。

【問い合わせ先】

神戸市ホームページ

神戸市教育委員会事務局教職員人事課(任用担当)
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階
電話: 078-984-0636



神戸市立特別支援学校リハビリテーション専門員(実習助手)採用選考試験ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a55153/shise/shokuinsaiyou/kyouiku/jissyuujosyusaiyounituite.html>

募集内容

採用の種別	主な職務内容	必要な資格	募集人数
リハビリテーション 専門員	児童生徒の自立活動や 日常生活訓練等に関する業務	下記資格のうち、いずれかを所有すること。 理学療法士免許 作業療法士免許 言語聴覚士免許	若干名

受験資格

下記(1)～(4)をすべて満たす者 ※日本国籍を有しない方も受験可能です。

- (1)1967 年 4 月 2 日以降に生まれた者(2027 年4月1日現在で 59 歳以下の者)
- (2)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格所有者、または 2027 年3月 31 日まで
に取得見込みの者
- (3)地方公務員法第 16 条の欠格条項および子ども性暴力防止法第2条第8項の特定性犯罪事実該当
者のいずれにも該当しない者
- (4)1999 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けていない者(心神耗弱を原因とする者
を除く)

試験スケジュール・試験内容・配点等

○適性検査 (WEB 受検)

【日 程】2026年11月 6 日(金)～11月15日(日)

【受験手続き】

- ・11月5日(木)に受検案内をメールにて送付します。
- ・11月5日(木)中にメールが届かない場合は、問合せ先(078-984-0637)までご連絡ください。

※期限内に受検が完了できていない場合は、本試験の受験資格を失います。

※適性検査の結果は面接の参考資料としてのみ使用します。

○筆記試験 (専門)、個人面接試験

【日 程】 2026 年 11 月 28 日(土)

【場 所】 神戸市総合教育センター(神戸市中央区東川崎町1丁目3-2)

【選考内容】 筆記試験(専門※択一式)、個人面接試験

【持 ち 物】 免 許 所 有 者 免許の原本および写し、最終学歴の卒業証明書

免許取得見込み者 取得予定校の在学証明書

【配 点】 360点満点(筆記試験:個人面接=120:240)

【結果発表】 2026 年 12 月 14 日(月)(予定)

※詳しい試験時間は、11月18日(水)にメールで送付予定の受験票でお知らせします。

※11 月 19 日(木)正午までにメールが届かない場合は、問合せ先(078-984-0637)までご連絡ください。

※悪天候等により試験日程を変更する場合は、採用ホームページまたは教員採用Xにて連絡予定。

出願方法（電子申請）

2026年9月28日(月) から 11月1日(日)23時59分 まで

- ・出願フォーム：https://www.e2r.jp/ja/kobe_kyouinsaiyou/
- ・出願期間内に電子申請が完了しなかった場合は、いかなる理由であっても受け付けません。
- ・出願期間終了後に提出書類の差し替えは受け付けません。
- ・複数回の申請はできません。複数の申請が確認された場合、すべての申請を無効とします。
- ・操作方法等については出願受付開始に伴い神戸市ホームページ内に「電子申請の入力要領」を掲載しますので、必ず確認してください。

【出願フォームにおける提出資料】

対象者	提出資料
全員	エントリーシート・顔写真

※エントリーシートは神戸市教育委員会ホームページよりダウンロードしてください。

※顔写真は、胸から上、無背景、脱帽、正面向き、縦：横＝4：3、ファイル容量 10MB 以内の jpeg・jpg のいずれかのファイル形式のものをご提出ください。

採用について

- (1) 採用日 2027年4月1日(予定)
- (2) 給与 初任給等(2026年度給与ベースでの参考額 地域手当含む)
【大学卒の場合】303,276 円
※その他、期末勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給要件に応じて支給されます。
- (3) その他
- ① 合格者は、2027年度採用候補者名簿に登載します。ただし、選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合(出願時及び任用時を含む)や、選考の受験の申込み等において虚偽若しくは不正の行為をし、またはしようとしたことが明らかとなった場合、リハビリテーション専門員(実習助手)として必要な適格性を欠くことが明らかになった場合、その者の合格を取り消し、名簿から削除することがあります。
 - ② 採用は、原則として 2027年4月1日付としますが、2026年度中に採用することがあります。採用候補者名簿の有効期限は、2028年3月31日までです。
 - ③ 採用後、6か月間は条件付採用となっており、この期間に職務を良好な成績で遂行したときにはじめて「正規採用」になります。条件付採用期間中に不適切な行為で懲戒処分を受けた場合や無断欠勤(遅刻を含む)、職務懈怠等、体調不良等により長期間療養が続いている等、勤務実績が良くないと判断された場合は、正式採用とならない場合があります。

こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪事実の確認について

(1) こども性暴力防止法について

こどもへの性暴力は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対に防がなければなりません。このような理念と社会の責任を具現化すべく、2024 年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第 69 号)(以下「こども性暴力防止法」という。)が成立しました。こども性暴力防止法においては、教育委員会等に対し、教員等による児童生徒等への性暴力の防止等の措置を講じることを義務付けるなどしており、2026 年 12 月 25 日の施行を予定しています。

(2) 特定性犯罪事実該当者の確認について

こども性暴力防止法第4条第1項において、教育委員会等は、教職員として従事する者について、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を義務付けていることから、神戸市立特別支援学校リハビリテーション専門員採用選考試験の採用候補者に対しても、2026 年 12 月 25 日の法施行日から3年以内に随時確認を行う予定です。

確認の結果、採用後に特定性犯罪事実該当者であることが明らかとなった場合、「重要な経歴の詐称」があり、当該採用試験において、虚偽若しくは不正の行為があったものとして、懲戒免職等の処分を受ける可能性があります。また、採用前に、重要な経歴の詐称や信用失墜行為等教職員としてふさわしくない行為が判明した場合は、採用候補者名簿への登載及び採用内定を取り消すことがあります。

(3) 特定性犯罪とは

こども性暴力防止法第2条第7項および附則第2条に掲げる罪のことで、児童対象性暴力等に相当するものとして、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等の罪のことを指します。

(4) 特定性犯罪事実該当者とは

こども性暴力防止法第2条第8項および附則第3条において定められ、過去に特定性犯罪を行った事実がある者で、次の①から③に該当する者のことを指します。

- ① 特定性犯罪において、拘禁刑の執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して 20 年を経過しないもの
- ② 特定性犯罪において、拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから 10 年を経過していないもの
- ③ 特定性犯罪において、罰金刑の執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して 10 年を経過しないもの

(5) 特定性犯罪事実該当者の確認に係る手続きについて

採用候補者名簿登載日以降、採用候補者へ別途通知します。